

## N D A A 登 録 ・ 更 新 手 続 細 則

(目 的)

第1条 本細則は、N D A Aへの入会に係る登録・更新手続を公正・円滑に進めるためにN D A A規約第15条に基づき必要事項を定めることを目的とする。

(入会条件)

第2条 N D A Aに入会しようとする者は、古物商許可を取得（取得後6箇月経過）し、かつ、当協会会員ディーラーの推薦を受け、第3条第1項第2号に定めるN D A A参加申込書兼誓約書の推薦ディーラー欄に推薦ディーラー代表者印の押印を要すものとする。

(入会手続並びに更新手続)

第3条 N D A Aに入会しようとする者は、次に定める必要書類等を添付して申請しなければならない。

(1) N D A A会員登録申請書 1通

(様式第1号 (NDAA 規約第15条関係))

(2) N D A A参加申込書兼誓約書 2通

(様式第2号 (NDAA 規約第15条関係))

(3) 連帯保証書（搬出制限解除申請／保証人届出書） 個人1名分1通、法人2名分各1通

(様式第3号 (NDAA 規約第15条関係))

(法人の場合は、代表者本人並びに代表者本人と生計を別にする資力のある個人の2名とする。)

(4) 連帯保証人の印鑑登録証明書 個人の場合1通、法人の場合2名分各1通

(5) 古物商許可証の写し（取得後6箇月経過要す。） 1通

(6) 申請者並びに入場同伴者の顔写真 各2葉（縦4cm×横3.5cm）

(7) 申請者に関わる諸証明

イ) 法人の場合 法人の印鑑登録証明書及び商業登記簿謄本 各1通

ロ) 個人の場合 印鑑登録証明書 1通

ハ) 外国籍の場合 住民票 1通

ニ) 借地・借家の場合は、賃貸契約書の写し 各1通

(8) 本条(1)～(7)に掲げる書面の他、必要に応じて各種証明書類等の提出を求められることがある。

2 N D A Aに入会后、申請者の住所・名称・代表者並びに連帯保証人等の申請内容に変更が生じた場合、或いはN D A A規約改正により新たに申請書類、並びに添付書類の提出を求められた場合は、速やかに関係書類をN D A A事務局へ提出しなければならない。

(登録・更新の審査・承認)

第4条 申請者の審査・承認は、次の手順によって行うものとする。

(1) 入会申込時

① 申請者は、N D A A事務局へ直接、第3条第1項に規定する必要書類等を持参の上、申請するものとする。

② N D A A事務局担当者は、書類審査の後、N D A A規約第15条に規定する聞き取り調査及び必要により信用調査を行うこととし、その結果を申請書類とともに理事会に上程するものとする。

③ 理事会において審議の上、承認された場合は申請者にその旨通知するものとする。

なお、承認が得られなかった場合も同様に申請者に通知するものとし、申請書類等は返却するものとする。

(入会・登録諸費用)

第5条 新たに入会を承認された者は、指定期日までに次の登録諸費用をNDAA事務局へ納付するものとする。

- (1) 入会金 50,000円
- (2) 保証金 300,000円(退会時に返金するものとする。)

(個人情報・機密情報の保護)

第6条 本細則に係る申請書類、並びに聞き取り調査報告書に記載された個人情報・機密情報については、会員管理以外には使用しないものとする。

但し、監督官庁からの調査依頼があった場合は、当該申請に係る情報を提供することがある。

(その他)

第7条 本細則の一部を改正するにあたっては、理事会の承認を得なければならない。

(附則) 本細則は、平成21年 9月15日から適用する。

(附則) 本細則の一部を改正し、平成26年1月27日から適用する。